

第113回

定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2023年6月22日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号

当社本店6階会議室

※末尾の会場ご案内をご参照ください

郵送またはインターネット等 による議決権行使の期限

2023年6月21日（水曜日）
午後5時20分まで

本株主総会につきましては、インターネットによるライブ配信を行います。
視聴方法等につきましては6頁をご参照ください。

決議事項

（会社提案）

第1号議案 取締役7名選任の件

（株主提案）

第2号議案 執行役会長の廃止のための定款変更の件

第3号議案 代表執行役社長の個別報酬開示
に係る定款変更の件

第4号議案 社長経験者の再雇用等の禁止
に係る定款変更の件

第5号議案 社長経験者の役員退任後の待遇開示
に係る定款変更の件

第6号議案 大株主から行われた重要提案行為の開示
に係る定款変更の件

株主各位

証券コード 8511

2023年5月31日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号

日本証券金融株式会社

取締役 代表執行役社長 **櫛田 誠希**

第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.jsf.co.jp/ir/rating/meeting/>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、銘柄名（会社名）または証券コード（8511）を入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択のうえ、株主総会招集通知の情報を閲覧ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ2023年6月21日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご返送ください。なお、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

[インターネットによる議決権行使の場合]

4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ2023年6月21日（水曜日）午後5時20分までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月22日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号 当社本店6階会議室 (末尾の会場ご案内をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第113期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果の報告の件 2. 第113期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類の内容の報告の件 決議事項（会社提案） 第1号議案 取締役7名選任の件 （株主提案） 第2号議案 執行役会長の廃止のための定款変更の件 第3号議案 代表執行役社長の個別報酬開示に係る定款変更の件 第4号議案 社長経験者の再雇用等の禁止に係る定款変更の件 第5号議案 社長経験者の役員退任後の待遇開示に係る定款変更の件 第6号議案 大株主から行われた重要提案行為の開示に係る定款変更の件
4 議決権の行使等 についてのご案内	3～5頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 会社法改正により、電子提供措置事項について、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- 事業報告「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況に関する事項」、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、株主様にお送りする書面への記載を省略しております。
なお、これらは、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合には、前記に記載の各ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。
- 本招集ご通知の発送日は2023年5月31日ですが、早期開示の観点から発送日前から当社および東京証券取引所等のウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.jsf.co.jp/>)

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時 2023年6月22日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号
当社本店6階会議室

(末尾の「定時株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

後記のご記入方法をご覧ください

行使期限 2023年6月21日(水曜日) 午後5時20分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコン等から議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

詳しくは次頁をご覧ください

行使期限 2023年6月21日(水曜日) 午後5時20分まで

「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

機関投資家の皆様は、上記インターネットによる議決権行使のほかに、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」を本総会における議決権行使の方法としてご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

1. スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「議決権行使コード」および「パスワード」の入力なしで議決権を行使できます。

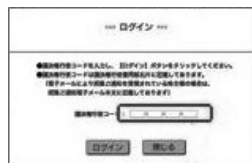
2. 画面の案内に従って賛否をご入力ください。



・QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

1. 下記のウェブサイトへアクセスしてください。
議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>)
2. 議決権行使コードを入力してログイン後、パスワードをご入力ください。



議決権行使コードとパスワードの記載位置



3. 画面に従い賛否をご入力ください。

- ・一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。
- ・インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合はインターネットの議決権行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた行使内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる
議決権行使のお問合せ先

 0120-707-743

日本証券代行株式会社代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

受付時間 9:00~21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

議決権行使書のご記入方法のご案内

本総会では、**会社提案**（取締役会からご提案させていただく議案）と**株主提案**（一部の株主からご提案された議案）の決議を行います。

第2号議案～第6号議案は一部の株主様からのご提案（株主提案）によるものです。
当社取締役会はこれら議案のいずれにも**反対**しております。詳細は**18頁以降**をご覧ください。

▶議決権行使書の記入例をご紹介します。

会社提案・当社取締役会意見に **賛成**いただける場合

議案	第1号議案 <small>（下の候補者を除く）</small>
会社提案	(賛)
	(否)

議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
株主提案	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)
	(否)	(否)	(否)	(否)	(否)




右記のように、賛成・反対両方に○をつけた場合は**無効**となります。

第1号議案
(賛)
(否)

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、**会社提案**については「賛」、**株主提案**については「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

株主総会ライブ配信についてのご案内

ご出席されない株主様にも株主総会の様子をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。ライブ配信のご視聴は、会社法上の株主総会の出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできません。事前にインターネットまたは郵送により議決権行使をお願いします。

配信日時	2023年6月22日 午前10時～株主総会終了時刻まで 配信ページは、開始時刻30分前の午前9時30分頃よりご利用可能です。	
ご視聴方法	ライブ配信用ウェブサイト https://8511.ksoukai.jp 上記のウェブサイトアクセスし、IDおよびパスワードを入力してログインボタンをクリックしてください。 ID・パスワードは以下のとおり ID : 議決権行使書に記載されている「株主番号」(9桁) パスワード: 2023年3月末時点の株主名簿に登録の「郵便番号」(7桁、ハイフンなし) ※議決権行使書を投函する前にIDとパスワードを必ずお手元にお控えください。	
【ご留意事項】	<ul style="list-style-type: none"> ・ご使用のパソコン等端末やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。 ・ご視聴に伴う通信料金等は株主様のご負担となります。 ・撮影は会場後方から行い、ご出席株主様のプライバシーに十分配慮いたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますのであらかじめご了承ください。 ・配信映像の録画、録音、撮影、保存は固くお断りいたします。また、ID・パスワードの公開もご遠慮ください。 ・何らかの事情によりライブ配信を中止する場合は、当社ウェブサイト (https://www.jsf.co.jp/) にてお知らせいたします。 	
ライブ配信に関するお問い合わせ先	ID・パスワードについて 「ID・パスワードがわからない」	日本証券代行 (株主名簿管理人) フリーダイヤル 0120-707-843 受付時間: 9時～17時 (土日祝日を除く)
	ライブ配信の視聴について 「突然映像がみられなくなった」	ブイキューブ (映像配信会社) 電話 03-4335-8076 受付時間: 6月22日(木)午前9時～株主総会終了時刻

株主総会参考書類

会社提案 本議案は、会社提案によるものであります。

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役7名（うち社外取締役5名）の選任をお願いするものであります。


取締役候補者は、次のとおりであります。


候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	 <p>お ば た な お た か 小幡 尚孝 (1944年10月15日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	1968年 4月 株式会社三菱銀行入行 1999年 5月 株式会社東京三菱銀行常務取締役 2004年 1月 同行専務執行役員 2004年 6月 同行副頭取 2005年 6月 ダイヤモンドリース株式会社取締役社長 2007年 4月 三菱UFJリース株式会社（現三菱HCキャピタル株式会社）取締役社長 2010年 6月 同社取締役会長 2012年 6月 同社相談役 2013年 4月 日本年金機構理事 2018年 6月 三菱UFJリース株式会社（現三菱HCキャピタル株式会社）特別顧問（現任） 2019年 6月 当社取締役 取締役会議長（現任）	—
			取締役在任期間 4年（本総会終結時）
			取締役会等の出席状況 取締役会 13回/13回（100%） 指名委員会 8回/ 8回（100%） 報酬委員会 7回/ 7回（100%）
(候補者とした理由及び期待する役割) 金融界における企業経営に関する豊富な経験を有し、また海外での業務経験を通じて、国際的な業務展開についても豊富な知識と幅広い見識を有していることから、社外取締役として独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。 (独立性) 株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。本議案において承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。また、同氏が2010年6月まで取締役社長を務めていた三菱HCキャピタル株式会社と当社との間に取引はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	 <p>すぎの しょうこ 杉野 翔子 (1945年8月7日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1973年 4月 弁護士登録 藤林法律事務所入所 1994年 4月 藤林法律事務所パートナー弁護士 (現任) 1997年 4月 司法研修所教官 2000年 4月 東京家庭裁判所調停委員 2005年 7月 公害等調整委員会委員 2007年 3月 木徳神糧株式会社社外監査役 2018年 6月 株式会社タケエイ社外監査役 (現任) 2019年 6月 当社取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 藤林法律事務所 パートナー弁護士 株式会社タケエイ 社外監査役 株式会社ジャンメ 社外取締役</p>	<p>1,800株</p> <p>取締役在任期間</p> <p>4年 (本総会最終時)</p> <p>取締役会等の出席状況</p> <p>取締役会 13回/13回 (100%) 指名委員会 8回/ 8回 (100%) 監査委員会 13回/13回 (100%) 報酬委員会 7回/ 7回 (100%)</p>
	<p>(候補者とした理由及び期待する役割)</p> <p>弁護士として法務・コンプライアンスに関する豊富な経験と幅広い見識を有し、また内部統制、サステナビリティ、コーポレートガバナンスについても知見を有していることから、社外取締役として独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> <p>(独立性)</p> <p>株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。本議案において承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	 ふたごいし けんすけ 二子石 謙輔 (1952年10月6日生)	1977年4月 株式会社三和銀行入行 2001年4月 株式会社UFJホールディングスリテール企画部長 2002年1月 株式会社UFJ銀行五反田法人営業部長兼五反田支店長 2003年10月 株式会社アイワイバンク銀行（現株式会社セブン銀行）入社 2004年6月 同社取締役 2006年6月 同社取締役執行役員 2007年11月 同社取締役常務執行役員 2009年6月 同社取締役専務執行役員 2010年6月 同社代表取締役社長 2018年6月 同社代表取締役会長 2022年6月 同社特別顧問（現任） 同社取締役（現任）	700株
			取締役在任期間 1年（本総会終結時） 取締役会等の出席状況 取締役会 10回/10回（100%） 指名委員会 8回/ 8回（100%） 報酬委員会 6回/ 6回（100%）
(候補者とした理由及び期待する役割) ユニークで先端的なビジネスモデルの金融機関の経営に関する豊富な経験を有し、また内部統制・リスクマネジメントについても豊富な知識と幅広い見識を有していることから、社外取締役として独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。 (独立性) 株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。本議案において承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。また、同氏が2018年6月まで代表取締役社長を務めていた株式会社セブン銀行と当社の間取引はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	 <p>やまかわ たかよし 山川 隆義 (1965年10月2日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1991年4月 横河ヒューレットパッカード株式会社入社 1995年10月 ポストンコンサルティンググループ入社 2000年6月 株式会社ドリームインキュベータ創業（共同） 取締役CTO 2005年6月 同社取締役副社長 2006年6月 同社代表取締役社長（2020年6月退任） 2020年7月 ビジネスプロデューサー合同会社代表社員（現任） 2021年1月 株式会社BitStar社外取締役（現任） 2021年4月 Baseconnect株式会社社外取締役（現任） 2021年6月 あかつき証券株式会社社外取締役（現任） 2022年6月 株式会社エフピコ社外取締役（現任） 当社取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) ビジネスプロデューサー合同会社 代表社員 あかつき証券株式会社 社外取締役 株式会社エフピコ 社外取締役</p>	<p>1,100株</p> <p>取締役在任期間</p> <p>1年（本総会終結時）</p> <p>取締役会等の出席状況</p> <p>取締役会 10回/10回（100%） 監査委員会 11回/11回（100%） 報酬委員会 6回/6回（100%）</p>
		<p>(候補者とした理由及び期待する役割)</p> <p>デジタルトランスフォーメーション等に関する技術革新動向について豊富な知識と幅広い見識を有し、また産業界における企業経営に関する豊富な経験を有していることから、社外取締役として独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。</p> <p>(独立性)</p> <p>株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。本議案において承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。また、同氏が代表社員を務めているビジネスプロデューサー合同会社および2020年6月まで代表取締役を務めていた株式会社ドリームインキュベータと当社の間には取引はありません。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	 <p>えがみ せつこ 江上 節子 (1950年7月16日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>1983年4月 株式会社日本リクルートセンターとらばーゆ編集 長</p> <p>2001年12月 東日本旅客鉄道株式会社フロンティアサービス研 究所長</p> <p>2006年4月 早稲田大学大学院公共経営研究科客員教授</p> <p>2006年11月 政府税制調査会委員</p> <p>2007年6月 大正製薬株式会社社外監査役</p> <p>2009年4月 武蔵大学大学院人文科学研究科教授 武蔵大学社会学部教授</p> <p>2011年6月 郵船ロジスティクス株式会社社外監査役</p> <p>2012年4月 武蔵大学社会学部長</p> <p>2015年6月 三菱地所株式会社社外取締役 (現任)</p> <p>2018年6月 三菱自動車工業株式会社社外取締役</p> <p>2020年6月 株式会社りそなホールディングス社外取締役 (現 任)</p> <p>2021年4月 武蔵大学名誉教授 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 武蔵大学 名誉教授 三菱地所株式会社 社外取締役 株式会社りそなホールディングス 社外取締役</p>	<p>—</p> <p>取締役在任期間</p> <p>—</p> <p>取締役会等の出席状況</p> <p>—</p>
		<p>(候補者とした理由及び期待する役割)</p> <p>人材育成、危機管理および企業経営に関する豊富な知識と幅広い見識を有していることから、社外取締役として独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。</p> <p>(独立性)</p> <p>本議案において承認された場合には、新たに、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	 <p>くしだ しげき 櫛田 誠希 (1958年6月8日生)</p> <p>再任</p>	<p>2008年 5月 日本銀行総務人事局審議役 (人事運用担当)</p> <p>2009年 3月 同行総務人事局長</p> <p>2010年 6月 同行企画局長</p> <p>2011年 5月 同行名古屋支店長</p> <p>2013年 3月 同行理事</p> <p>2017年 4月 アメリカンファミリー生命保険会社 (現 アフラック生命保険株式会社)シニア・アドバイザー</p> <p>2019年 5月 当社顧問</p> <p>2019年 6月 当社取締役 代表執行役社長 (現任)</p> <p>2022年 6月 日証金信託銀行取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 日証金信託銀行株式会社 取締役 株式会社デンソー 社外取締役</p>	<p>15,800株</p> <p>取締役在任期間</p> <p>4年 (本総会最終時)</p> <p>取締役会等の出席状況</p> <p>取締役会 13回/13回 (100%) 指名委員会 8回/ 8回 (100%) 報酬委員会 7回/ 7回 (100%)</p>
	<p>(候補者とした理由)</p> <p>日本銀行理事などを歴任するなど金融・証券の分野での幅広い経験・知識を有し、また、2019年からは代表執行役社長として当社の経営に携わっており、経営の最高責任者として執行役を統率、指揮する者が取締役を兼務することにより、取締役会の監督機能等の向上と当社の中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
7	 あさくら ひろし 朝倉 洋 (1955年11月1日生) 再任	1978年 4月 当社入社	50,300株
		2002年 6月 当社企画部長	
		2005年 6月 当社貸借取引部長	取締役在任期間
		2006年 6月 当社執行役員貸借取引部長	2年 (本総会最終時)
		2008年 2月 当社執行役員融資部長	取締役会等の出席状況
		2009年 6月 当社常務取締役	取締役会 13回/13回 (100%)
		2013年 6月 当社専務取締役 (2016年6月退任)	監査委員会 13回/13回 (100%)
		2016年 6月 日本ビルディング株式会社取締役社長 (2021年6月退任)	
		2021年 6月 当社取締役 (現任)	
(候補者とした理由) 当社の部長および取締役を歴任し、当社の業務全般に精通していることに加え、金融・証券の分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、また財務についての知見も有していることから、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。			

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.江上節子氏の戸籍上の氏名は楠本節子であります。
- 3.当社は、小幡尚孝氏、杉野翔子氏、二子石謙輔氏、山川隆義氏および朝倉洋氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、江上節子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 4.取締役会等の出席状況は取締役就任後に開催された取締役会および各委員会への出席状況を記載しております。
- 5.当社は、取締役、執行役、執行役員およびその他重要な使用人ならびに子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（損害賠償金および訴訟費用）について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。
- 6.江上節子氏が2021年6月まで社外取締役として在任していた三菱自動車工業株式会社は、同社岡崎製作所の一部の外国人技能実習生に対して外国人技能実習機構から認定を受けた技能計画に従った技能実習を行わせていなかったとして、2019年1月に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づき、技能実習計画の認定取り消し及び改善命令を受けました。同氏は本件事実が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。在任期間においては法令遵守の視点に立った意見を述べ、注意喚起を行う等、適正に業務を遂行しておりました。

(ご参考①) 取締役候補者のスキル一覧表 (スキルマトリックス)

氏名	企業経営	金融証券経済	国際性	法務コンプライアンス	財務会計	内部統制リスクマネジメント	ESG
小幡尚孝	○	○	○			○	○
杉野翔子				○		○	○
二子石謙輔	○	○			○	○	○
山川隆義	○	○	○		○	○	○
江上節子	○			○		○	○
櫛田誠希	○	○	○			○	○
朝倉洋		○			○		

(ご参考②) 取締役候補者の取締役会議長、指名・監査・報酬各委員会への就任予定

取締役候補者7名(うち女性2名)は、本株主総会において選任された後、以下のとおり就任する予定です。

氏名	担当				備考
		指名委員会	監査委員会	報酬委員会	
小幡尚孝	取締役会議長	委員長		委員長	再任 社外
杉野翔子		委員	委員長	委員	再任 社外
二子石謙輔		委員		委員	再任 社外
山川隆義		委員	委員		再任 社外
江上節子				委員	新任 社外
櫛田誠希		委員		委員	再任 社内 (代表執行役社長)
朝倉洋			委員		再任 社内 (非執行)

(ご参考③)

社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、次のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断する。

1. 現在において、次の (1) から (5) のいずれかに該当する者

(1) 主要な株主

- ・当社の主要な株主（議決権所有割合が10%以上の株主）またはその者が法人等である場合は、その業務執行者

(2) 主要な取引先

- ・当社を主要な取引先とする者（直近事業年度における当社との取引がその者の連結営業収益の2%以上となる者）またはその者が法人等である場合は、その業務執行者
- ・当社の主要な取引先（直近事業年度における当社連結営業収益の2%以上を占める取引先）またはその者が法人等である場合は、その業務執行者

(3) 専門家等

- ・コンサルタント、会計専門家または法律専門家等で、当社から役員報酬以外に1事業年度あたり1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者またはその者が法人等である場合は、その業務執行者

(4) 寄附

- ・当社から1事業年度あたり1,000万円を超える寄附を受けた者またはその者が法人等である場合はその業務執行者

(5) 近親者

- ・上記 (1) から (4) に該当する者の近親者（配偶者または二親等以内の親族）

2. 過去3年間のいずれかの時点において、1. のいずれかに該当する者

以 上

株主メモ欄

株主提案 本議案は、株主2名からの共同のご提案によるものであります。
なお、提案の内容および提案の理由については、提案株主から通知を受けたものを原文のまま記載しております。

第2号議案

執行役会長の廃止のための定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款の第32条を以下のとおり変更する。

現行定款

(役付執行役)

第32条 取締役会は、その決議によって執行役社長を選定する。

2 前項に定めるほか、取締役会の決議によって、役付の執行役を選定することができる。

変更案

(役付執行役)

第32条 取締役会は、その決議によって執行役社長を選定する。

2 前項に定めるほか、取締役会の決議によって、執行役副社長、執行役専務及び執行役常務を選定することができる。

2. 提案の理由

当社の歴代社長が上場以来70年以上にわたって、日本銀行の理事経験者（以下「元理事」という。）の天下り先として利用されてきたことは周知の事実である。それに加え、1980年代以降、社長へと天下りを行った元理事は、社長退任後、さらに当社の会長へと天下りを継続している。

そもそも、当社は指名委員会等設置会社であり、業務執行を担う執行役と、経営の監督機能を担う取締役にその役割が明確に分けられている。その中で、当社の社長を退任した後に執行役会長に就任した小林英三氏が果たすべき役割が何であるのか、また同氏が会長として当社に籍を置く意義について、当社は十分な説明を行っていない。

そこで、そもそも元理事のみに用意された天下りの指定席であり、さらにはその存在意義も疑われる会長職については、当社のガバナンス向上のため、廃止すべきである。

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社の業務執行については、執行役社長が経営の最高責任者として執行役を指揮、統率しております。一方、執行役会長は過去の経緯を知る者として長い時間軸の中で当社の業務執行全般の方向性について執行役社長の活動を支援するのが基本的役割です。具体例を挙げますと、当人の経歴の中で築いた社外におけるネットワークを会長としての財界活動をはじめとする対外活動の中でさらに維持発展させつつ、社外取締役候補者となり得る者、執行役・執行役員候補者となり得る外部人材の探索を含め、指名委員会等設置会社としての組織体制に関する施策全般を支援する役割を担っているほか、内部統制についても総覧しています。

また、当社の中長期的な企業価値の向上のためには、当社のみならず、当社グループの事業ポートフォリオを構成するグループ会社の統率も重要です。この点については、組織上は当社の幹部が子会社の取締役となることで実効性を担保しており、執行役社長は日証金信託銀行の取締役を兼務し、執行役会長は日本ビルディングの取締役を兼務する役割分担としています。経営を総覧するというのは、こうした活動を意味します。

このように当社においては指名委員会等設置会社として監督と執行は分離したうえで、会長は執行側にあり、社長と一体となって業務執行を総覧する立場にありますが、経営の指揮・統率は最終的には社長の権限であり、会長の意向に制約されることはありません。この点は指名委員会・取締役会が決議した内部規則によって文書化されています。

なお、経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システム研究会報告書（以下「CGS研究会報告書」といいます。）」（平成29年3月10日）において、「経営陣のリーダーシップ強化の観点から、業務執行体制として取締役会長と社長・CEOが一体となって経営トップとして業務執行を担うことが適した会社もある」とされております。

当社は、証券・金融市場のインフラを支える企業として、財務の健全性や公平性・中立性を踏まえた高い信用力を備えることが重要です。そうした会社の信用を支える執行トップの体制として、社長および会長が、社長の指揮・統率権を担保しつつ上記のように役割分担することが、中長期的な企業価値向上を図るうえで必要であると考えております。

また、本議案は執行役会長の選定や役割に関連するものであるところ、指名委員会本議案について審議を行い、当社の業務執行において会長の役割は重要であり、定款に本議案のような規定を設ける必要はないとの結論に至っております。

以上のことから、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要であると判断しております。

取締役会の意見

株主提案 本議案は、株主2名からの共同のご提案によるものであります。
なお、提案の内容および提案の理由については、提案株主から通知を受けたものを原文のまま記載しております。

第3号議案

代表執行役社長の個別報酬開示に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第9章 役員の報酬開示

(代表執行役社長の報酬開示)

第38条 当社は、代表権を有する執行役に対して前事業年度に報酬として支給した金額（非金銭報酬を含む。）を、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

2. 提案の理由

当社は、櫛田誠希氏（以下「櫛田氏」という。）を代表執行役社長に選任する理由として「金融・証券の分野での幅広い経験・知識を有する」とする。しかし、櫛田氏は提案株主との面談や決算説明会において、「株価は将来キャッシュフローを資本コストで割り引いたもので、ROEや純資産は何の関係もない」、「WACCも時価で計算するように、ROEのEに時価総額を使えば当社のROEは高い」などと繰り返し発言している。

櫛田氏は日本銀行元理事であり、証券アナリスト協会の現役理事でもあるが、その経歴に反して、櫛田氏は株式の価値評価に関する基礎的な知識を欠いている。

当社は、本年になって「（櫛田氏の将来の後継者については）公共部門出身者を含めない方針」と発表したが、株式の価値評価の知識もなく、解散価値未満の株価を放置する櫛田氏が今後も社長を務めるのならば、当社のガバナンス向上のため、せめて櫛田氏の報酬を開示するべきである。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、中期的な経営方針およびこれを具体化した第7次中期経営計画において、2025年度までにROEを5%とするなどの目標を掲げて努力を継続しております。現在はその途上ではありますが、上記目標の中間的なマイルストーンとした2022年度ROE 4%の目標については達成（2022年度実績ROE4.36%）したほか、株主総利回りについても、総還元性向100%を目指す株主還元方針のもと、近年ではTOPIXを有意に上回っているなどの実績を挙げております。

当社の役員報酬は、企業理念および経営方針に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図る観点から、取締役及び執行役の役割、期待される機能にあわせた体系・水準としております。第7次中期経営計画のスタートにあたり、経営方針と整合的なインセンティブが働くよう、報酬委員会で累次の検討を重ね、第7次中期経営計画の下での2023年度からの役員報酬制度を策定・公表いたしました。また役員報酬の額については、関係法令等に則り、役員区分ごとにその総額を開示しております。

なお、提案株主は代表執行役社長の資質について主張しておりますが、当社の取締役兼代表執行役社長については、取締役のスキルマトリックス、執行役に求める資質、その統括者としての代表執行役社長に求める資質を指名委員会・取締役会決議によって定めており、これに基づいて、指名委員会・取締役会・株主総会決議を経て適切に選任されているものであります。

本議案は代表執行役社長の報酬に関連するものであるところ、報酬委員会は本議案について審議を行い、当社の執行役の報酬に関するガバナンスは報酬委員会で適切に運営され、報酬の開示も適切に行われており、定款に本議案のような規定を設ける必要はないとの結論に至っております。

以上のことから、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要であると判断しております。

株主提案 本議案は、株主2名からの共同のご提案によるものであります。
なお、提案の内容および提案の理由については、提案株主から通知を受けたものを原文のまま記載しております。

第4号議案

社長経験者の再雇用等の禁止に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第10章 社長経験者の処遇

(社長経験者の再雇用等の禁止)

第39条 当社は、当社の社長を退任した者を、当社の役員、相談役・顧問等の名称を用いた役職者又は使用人（以下「役職者等」という。）とせず、また、当社の完全子会社をして役職者等とさせない。

2 当社は、当社の社長を経験した者と、委任契約、業務委託契約その他の継続的契約（以下「継続的契約」という。）を締結せず、また、当社の完全子会社をして継続的契約を締結させない。

2. 提案の理由

顧問や相談役の存在について、ガバナンス上の問題が指摘されていることは周知の事実である。現在、当社に特別顧問はいないが、「社長経験者を特別顧問に委嘱する場合があります」としており、また、1990年以降続く当社の慣例に従えば、現会長である小林英三氏が近い将来、特別顧問に就任することが既定路線となると推察される。

昨年、提案株主は株主提案を通じて特別顧問廃止を求めたが、当社取締役会は「財界等におけるリレーシヨンの維持やPR効果を期待しており、企業価値向上につながる」とその存在意義を主張し、当該株主提案に反対した。

しかし、当時の特別顧問であった増淵稔氏は、昨年の定時株主総会後に退任しており、特別顧問の存在が当社にとって特段必要ではないことが明白となった。

取締役会が主張する存在意義が不要であることが明らかになった以上、特別顧問を含め、社長退任後の再雇用等の制度は廃止するべきである。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社では、社長を退任した者が、執行役会長、特別顧問および名誉顧問に就任することがあります。

第2号議案にかかる取締役会の意見に記載した通り、執行役会長への選定を禁止する事項を定款に規定することは適切ではないと考えております。

また、当社は、財界活動や社会貢献活動等に従事する目的で特別顧問を委嘱することがあります。経済界、金融界全般における当社のネットワーク維持、認知度向上、社会貢献の役割を、会社実務を担っている現役の執行役社長、会長以外の社長・会長経験者に分担して担ってもらうことは、幅広いステークホルダーに支えられている当社の企業価値向上のために意義のあることと考えております。特別顧問は経営のいかなる意思決定にも関与しておりません。

CGS研究会報告書においても、「企業価値の向上は、従業員、顧客、取引先、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーが貢献して生み出されるものであり、退任した社長・CEOが相談役・顧問として社会活動や公益的職務などに取り組むことは、コーポレートガバナンスの観点から意義がある場合もあると考えられる」とされております。

当社には現在、特別顧問は存在しませんが、特別顧問の委嘱は過半数を社外取締役が占める指名委員会の審議を経て取締役会で決定しており、選任についての透明性を確保する枠組みとしており、この旨コーポレート・ガバナンスに関する報告書でも開示しております。

また、名誉顧問については肩書きの使用を許諾しているのみで、無報酬で任期の定めはありません。名誉顧問も経営のいかなる意思決定にも関与しておりません。これらについてもコーポレート・ガバナンスに関する報告書で開示しております。

本議案は、社長経験者の執行役会長等への選任に関する議案であるところ、指名委員会は本議案について審議を行い、選任については透明性が確保されたプロセスにて適切に行われており、また執行役会長等への選任は当社の企業価値向上に資するものであり、定款に本議案のような規定を設ける必要はないとの結論に至っております。

以上のことから、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要であると判断しております。

株主提案 本議案は、株主2名からの共同のご提案によるものであります。
なお、提案の内容および提案の理由については、提案株主から通知を受けたものを原文のまま記載しております。

第5号議案

社長経験者の役員退任後の待遇開示に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の条文を新設する。

(待遇の開示)

第40条 当社は、当会社の社長を経験した者であって、かつ当会社の常勤の役員又は使用人でない者（以下「社長退任者」という。）に対し、前事業年度に利益又は便宜の供与（ゴルフ会員権、社用車又は建物を無償又は著しく廉価で利用させる行為を含むがこれらに限定されない。以下本項において同じ。）を行った場合、東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書においてその内容を個別に開示する。当会社の完全子会社が社長退任者に対し利益又は便益の供与を行った場合も同様とする。

2. 提案の理由

当社には特別顧問以外にも、名誉顧問なる役職が存在している。名誉顧問の氏名は非開示だが、少なくとも日本銀行元理事であり、当社の元社長である小島邦夫氏（以下「小島氏」という。）は、現在も当社の名誉顧問を務めている。

当社は名誉顧問について「肩書きの使用を許諾しているのみであり、無報酬」とであると開示している。しかし、当社が日本銀行の天下りである小島氏ら名誉顧問のために、ゴルフ会員権を保有したり、社用車を利用させたり、執務室を用意したりといった金銭以外の何らかの形で利益又は便宜の供与を行い、開示を逃れるよう配慮している可能性がある。

さらに、開示を逃れるために、日本銀行の天下りである当社の社長経験者を完全子会社の顧問などに処遇している可能性も危惧される。

なお、いずれの疑義も可能性に過ぎないため、当社が、上記のような利益又は便宜の供与を行っていないことを表明した場合、本議案は取り下げる予定である。

**取締役会
の意見****取締役会としては、本議案に反対いたします。**

第4号議案にかかる取締役会の意見に記載した通り、当社は、財界活動や社会貢献活動等に従事する目的で特別顧問を委嘱することがあります。当社は現在、特別顧問は存在しませんが、特別顧問の報酬については過半数を社外取締役が占める報酬委員会で決定することにより、報酬決定についての透明性を確保する枠組みとしており、この旨コーポレート・ガバナンスに関する報告書で開示しております。

また、特別顧問経験者が引き続き名誉顧問に就任することがありますが、無報酬で任期の定めはございません。

特別顧問または名誉顧問が、財界活動や社会貢献活動等に従事することは、幅広いステークホルダーに支えられている当社の企業価値向上のために意義のあることと考えており、こうした活動に伴い、費用や執務スペース、移動手段などが必要となりますが、これらは財界活動や社会貢献活動等に付随して生じる必要なものであり、提案株主が主張するような利益または便宜の供与ではありません。また、現在在籍している名誉顧問2名については、当社を代表しての活動ではありませんが特別顧問等に在任していた時期から引続き行っている財界活動・社会貢献活動に関し当社への貢献があることから、実費以外には会社として名誉顧問のためだけに追加的な負担を負うことなく執務スペースや移動手段を利用することがあります。これらの費目や金額の妥当性については、報酬委員会において確認を受けております。なお、名誉顧問はいずれも当社からゴルフ会員権の提供は受けていないほか、当社の連結子会社の顧問ではありません。

以上のことから、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要であると判断しております。

株主提案 本議案は、株主2名からの共同のご提案によるものであります。
なお、提案の内容および提案の理由については、提案株主から通知を受けたものを原文のまま記載しております。

第6号議案 大株主から行われた重要提案行為の開示に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第11章 重要提案情報の開示

(重要提案情報の開示)

第41条 当社は、重要株主（直近に提出した大量保有報告書又はその変更報告書に記載された株券等保有割合が20%超である株主をいう。）から重要提案行為等（金融商品取引法27条の26第1項及び同法施行令14条の8の2第1項各号に定めるものをいう。）に該当する提案（以下「重要提案」という。）を受けた場合、重要提案がなされて以降最初に当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」という。）において、少なくとも次に掲げる事項を開示する。ただし、当該重要株主が当該開示を行うことに反対したときは、この限りではない。

- (1) 重要提案がなされた日付
- (2) 重要株主の氏名又は名称
- (3) 重要提案の内容
- (4) 当社の対応方針

2 前項において開示の対象となる重要提案は、当社がCG報告書を提出する日からさかのぼり1年以内になされた重要提案とする。

2. 提案の理由

当社にとって、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（以下「SFP」という。）は発行済株式総数の20%超を保有する大株主（以下「20%超株主」という。）である。20%超株主が会社の場合、当社が持分法適用会社になることを踏まえると、SFPが当社に与える影響の大きさは容易に想像できる。

つまり、SFPが当社に対して行う重要提案は、一般的に考えられるエンゲージメントの枠を超えて実現可能性が高いと考えられ、当社の経営や株主価値、そして一般株主の利益にも大きく影響し得る。

そこで、一般株主の利益保護を目的に、当社においては、20%超株主から受けた重要提案の内容を開示することを求める。なお、提案株主は、東京証券取引所が2023年3月31日付で公表した「株主との対話の実施状況等に関する開示について」の趣旨に賛同しており、提案株主による当社への提案内容が開示されることに異論はない旨付言しておく。

**取締役会
の意見****取締役会としては、本議案に反対いたします。**

当社は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、合理的な範囲で株主との建設的な対話に取り組んでいます。その際、法令及び開示規制については十分踏まえて対応しています。

当社の株主との対話の取組み方針や状況については、2023年3月31日の東京証券取引所からの要請を受けて、別紙のとおり速やかに開示を行っているほか、今後も更新を続けてまいります。

別紙の内容は、国内外の機関投資家を含む株主全般との対話を開示しているものであり、提案株主が要求している個別の株主との対話の開示よりも包括的・網羅的なものであります。当社は、このような開示を通じて、関心事項や属性の異なる様々な株主との対話による相互理解の促進、そうした様々な株主とのバランスのとれた対話の実施及び株主への公平な情報の提供を目指しております。当社は、この方法が、上場会社と株主との対話によるステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解を提唱するコーポレートガバナンス・コードの趣旨や、東京証券取引所の要請する開示の趣旨に最も資するものと考えております。

一方、提案株主からの提案内容は、上記のような当社による開示がある中でさらに特定の株主との対話のみを開示の対象とするもので、必要性がないばかりか、当社の株主や当社への投資を検討する者に対するバランスのとれた情報の提供にも資さないものであります。

以上のことから、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要であると判断しております。

(別紙) 東京証券取引所の要請を受けた当社と株主の対話の実施状況に関する開示

○株主との対話の実施状況 (2022年度)

当社はプライム市場上場企業として、コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、株主との対話については、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応しております。

2022年度に当社の経営陣等が行った株主との対話の実施状況は次のとおりです。

【主な対応者】

- ・代表執行役社長およびコーポレート企画担当の執行役専務が対応しております。
- ・対話の内容に応じて、社外取締役が対応することもあります。

【対話を行った株主の概要】

合計41回

- ・個別面談 39回
(国内投資家 9社 海外投資家 4社 合計 13社)
- ・説明会 2回 (のべ23社参加)

【主なテーマ・株主の関心事項等】

- ・株主との対話における主なテーマ・関心事項は次の3点です。
 - ①企業価値向上、資本効率向上への取組みと成果
 - ②役員の指名プロセス等、ガバナンス上の取組み
 - ③情報開示

以下に、株主の意見、株主から気づきが得られた事項と当社の対応、当社からの説明により理解が得られた事項なども含め、具体的な対話事例をご紹介します。

①企業価値向上、資本効率向上への取組みと成果

当社からは、中期的な経営方針において第7次中期経営計画の計画期間中に株主資本コスト(4%台半ば)を上回るROE5%の達成を経営目標とし、収益力・資本効率の向上に努めていること、また第6次中期経営計画上の取組みを積み重ねてきたことにより、当社のROEは近年着実に上昇しており、2022年度の目標であるROE4%の達成に向けて着実に前進していることについて説明いたしました。

多くの株主からは、証券金融会社としての特性に鑑み、当社の資本コストや経営目標についてご理解いただき、ここ数年の取組みとその成果についてもご評価いただいております。一方、一部の株主の間では、ROE目標の水準やその達成に向けた時間軸について、認識の相違がございました。

そのうえで、第7次中期経営計画期間終了後の企業価値向上についても、継続的な取組みを期待したいという株主の意見がありました。これを踏まえ、2026年度以降についても、企業価値向上のための取組みをさらに進め、より高いROE水準を実現できるよう経営努力を重ねていく方針を示しました。

② 役員の指名プロセス等、ガバナンス面の取組み

当社は2019年に指名委員会等設置会社に移行し、コーポレートガバナンスの更なる充実・強化に取り組んでおります。当社は2021年度に取締役会の構成等に関する考え方および執行役の選任に関する考え方を公表いたしました。株主との対話においても、これら役員の指名プロセスに関する内容を中心に、当社のガバナンスについてご説明いたしました。

多くの株主からは、当社のガバナンス面の取組みについてご評価いただいております。

また今後は、これまでのガバナンス面での取り組みの変遷、指名プロセスの具体的な運用状況、社外取締役が果たしている役割、人的資本への取組みなどにフォーカスをあてた情報開示を期待する旨のご意見をいただいております。当社では、こうしたご意見を踏まえ、2023年3月に当社HPにおいて当社経営陣の選任とこれを展望した内部人材育成の考え方について開示いたしました。

<https://www.jsf.co.jp/about/corporate-governance/senninkangaekata/>

この中では、社外取締役が主導する指名・報酬委員会や取締役会の実際の運用面について、社外取締役からの問題提起として次のような事例があった点を開示しました。

- ・ 現代表執行役社長の後継者計画
- ・ 事業ポートフォリオに対応した内部人材育成の取組み
- ・ 人的資本の考え方についてのより積極的な開示

③ 情報開示

多くの株主から、当社の経営方針やその前提となる当社の特殊性、ガバナンス面での様々な取組みについて、対話を通じて理解することができたが、それらの情報については広く一般に向けて発信すべきであるとのご意見をいただきました。これを受けて当社は、こうした情報を盛り込んだ統合報告書を2022年度に初めて作成・公表いたしました。また当社では、上記のとおり2023年3月に当社HPにおいて当社経営陣の選任とこれを展望した内部人材育成の考え方について開示いたしました。具体的には、経営陣の選任に関する考え方として、当社が目指す事業展開と事業ポートフォリオごとに重要視される資質を踏まえて整理し、経営陣の構成、代表執行役社長の後継者計画についての考え方を説明しております。また、経営陣の後継者計画の実効性を確保していく上で、内部人材の育成が重要であるとの観点から、人材育成の方向性や具体的な取組みについて説明しています。あわせて、上記の取組みにおける指名委員会・取締役会の具体的なコミットメントについても説明しております。

情報開示を充実させていくためには、そのツールや体制を整備していく必要がある点も取締役会における議論を経て認識しており、当社としてはこうした側面も含め引き続き積極的な情報発信に努めてまいります。

【株主の意見等の取締役会へのフィードバック】

- ・ 当社は、株主との対話の状況について対話後速やかに取締役会に報告しております。
- ・ こうした取組みを通じて、取締役会、各委員会で株主からの意見も踏まえた議論が行われるように努めております。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

(企業集団の主要な事業内容)

当社グループは、当社、連結子会社2社（日証金信託銀行株式会社、日本ビルディング株式会社）および持分法適用関連会社2社で構成され、証券・金融市場のインフラを支える公共的役割を強く意識しつつ、貸借取引業務を核とするセキュリティ・ファイナンス業務を中心に、証券界・金融界の多様なニーズに積極的な応え、様々な証券・金融関連サービスを提供しております。また、貸借取引業務が市況変動等の影響を大きく受けることを踏まえ、引続き収益源の多様化に向けて努力し、各事業においてこれまで以上に資本効率の向上を意識しつつ経営目標の達成に取り組んでおります。このような考え方の下、当社グループは、貸借取引を核とするセキュリティ・ファイナンス業務、有価証券運用業務、信託銀行業務、不動産管理業務からなる事業ポートフォリオにより、目指す将来像の実現を図っています。

(金融経済環境)

当年度の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の影響による停滞からの持ち直しの動きが続いたものの、ウクライナ情勢や物価上昇、欧米各国の金融引き締め政策の影響による景気下振れリスクなど先行きの不透明な状況が続きました。

株式市場についてみますと、期初27,665円で始まった日経平均株価は、円安進行を背景とする輸出企業の業績好調などが買い材料となり、2022年8月17日に当年度の最高値となる29,222円まで上昇しましたが、その後は、米国の急速な金融引き締めに対する警戒感などから売りが優勢となり下落しました。米国の金利上昇が一服した2022年10月以降は上昇基調で推移しましたが、国内金融政策の修正などを受けて急落し、2023年1月4日には当年度の最安値となる25,716円まで値を下げたものの、その後は再び上昇し、期末は28,041円で取引を終えました。

当年度における東京市場等（東証、名証およびPTS）の制度信用取引買い残高をみますと、期初は2兆400億円台で始まり、2022年8月の株価上昇局面で当年度のボトムとなる1兆8,300億円台まで減少しましたが、その後は株価の反落とともに買いが入り、2022年12月の株価下落局面では当年度のピークとなる2兆2,400億円台まで増加し、2023年3月末は2兆600億円台となりました。一方、制度信用取引売り残高は、期初の5,300億円台から2022年5月に当年度のボトムとなる4,200億円台まで減少したのち、株価の上昇につれて増加し、2023年3月には荒い値動きのなか7,100億円台で当年度のピークとなりましたが、2023年3月末は6,000億円台となりました。

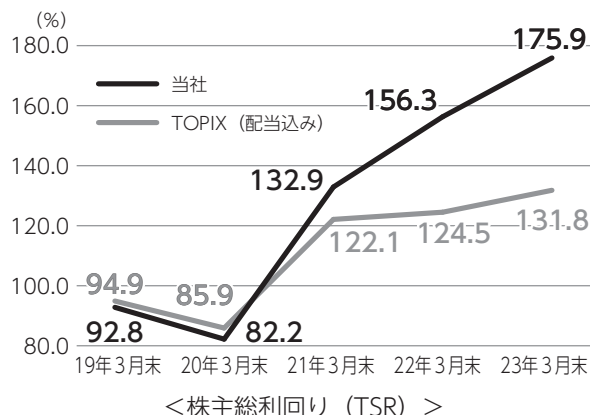
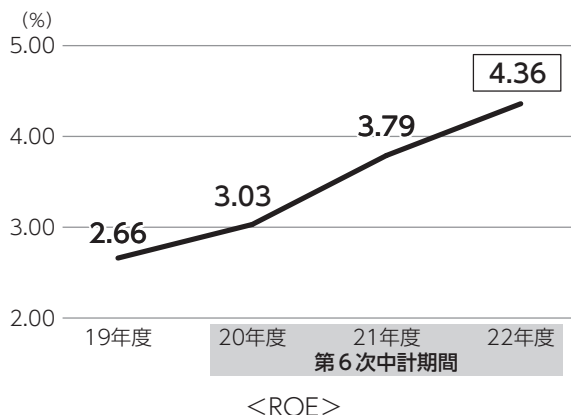
(2022年度(2023年3月期)の当社の取組み)

①実績・成果

当社は、2020年3月に策定した「第6次中期経営計画」の下で、免許業務である貸借取引業務の基盤強化と収益源の多様化への取組みを推進するとともに、効率的な業務運営体制の構築による競争力の基盤強化に努めてまいりました。また、指名委員会等設置会社としての高度なガバナンス体制を基礎とした持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた一段のコミットメントと透明性の確保を図る観点から、2021年11月に「中期的な経営方針」を策定し、第7次中期経営計画の期間(2023年度～2025年度)において、株主資本コスト(4%台半ば)を上回るROE5%の達成を経営目標とし、その達成に向けグループの総力を結集して経営改革の取組みを進めてきております。

実際に、第6次以前の中期経営計画から地道に取組んできたセキュリティ・ファイナンス業務の収益寄与が大きくなったことなどを中心に、ROEの水準は当社が指名委員会等設置会社になった2019年度以降着実に上昇し、2019年度の2.66%から、2022年度は4.36%と「中期的な経営方針」で定めた中間目標であるROE4%を達成するなど着実に上昇しており、2025年度までの5%目標達成も視野に入る形で前進を続けております。

また、当社は、株主還元のさらなる充実を図っていく観点から、2021年度以降2025年度(ROE5%目標達成)までの間、配当と自己株式取得の機動的な実施により累計で総還元性向100%を目指しております。この方針の下、2022年度は年間配当を1株当たり32円とし、あわせて約30億円の自己株式取得を実施しました。その結果、2022年度の総還元性向は97.6%となりました。収益力の向上に加え、こうした積極的な株主還元により、当社の株価・PBRは上昇基調で推移しており、株主総利回りもTOPIX平均を有意に上回る水準で上昇しております。なお、2023年度の株主還元は、配当予想を年間34円(前期比+2円)とし、あわせて自己株式取得枠を株数上限330万株(発行済株式総数に対する割合3.8%)、金額上限33億円と設定しました。これらをあわせた2023年度の総還元性向は101.4%となります。



②コーポレートガバナンスに関する取組み

当社は、2019年に指名委員会等設置会社として監督と執行を分離する体制を導入し、コーポレートガバナンスの更なる充実・強化に取り組んでおります。2022年度は、主に次の事項に取り組みました。

- ・ 経営陣の指名プロセスの透明性の向上

当社は2021年度に取締役会の構成等に関する考え方および執行役の選任に関する考え方を公表しました。これを踏まえて2022年度では、経営陣の指名プロセスの具体的な運用状況、特に指名委員会等における社外取締役の主体的・能動的関与、および経営陣の選任を展望した内部人材育成の考え方を指名委員会および取締役会において決定の上、2023年3月に公表いたしました。

- ・ 第7次中期経営計画に合わせた役員報酬制度の決定

役員報酬については、企業理念および経営方針に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役および執行役の役割、期待される機能にあわせた体系・水準としております。報酬委員会では、2023年度からの第7次中期経営計画のもと経営方針と統合的なインセンティブが働くよう、役員報酬の設計についてコーポレートガバナンスの考え方を踏まえながら累次の検討を重ね、2023年度からの執行役の役員報酬について決定いたしました。

【新しい役員報酬制度の概要】

- ・ 業績連動報酬については、短期と長期のインセンティブに分け、賞与を短期インセンティブ、株式報酬を長期インセンティブと位置付ける。
- ・ 賞与については、短期インセンティブとして毎期の経営責任を明確化する観点から、連結当期純利益を参照指標とする。
- ・ 株式報酬については、長期インセンティブとして第7次中期経営計画の経営目標であるROEと連結経常利益を参照指標とする。

③情報開示の充実

当社は、株主をはじめとした様々なステークホルダーの皆様当社についてより深くご理解いただくため、情報開示の充実に積極的に取り組んでおります。その一環として2022年度において、当社は、初めて統合報告書を作成いたしました。統合報告書では、当社のビジネスモデル、経営方針、証券金融会社としての当社の特性、取締役会および各委員会の活動状況等コーポレートガバナンスに関する情報、サステナビリティ課題への取組み状況などについて記載しております。

また上記②に記載のとおり、2023年3月に当社ホームページにおいて当社経営陣の選任とこれを展望した内部人材育成の考え方について開示いたしました。

今後とも情報開示の充実について、継続的に取り組んでまいります。

④サステナビリティ課題への取組み

持続可能な社会の実現に向けては、社会経済活動の基盤となるインフラの整備も重要な要素であり、SDGs（持続可能な開発目標）の一つにも掲げられています（目標9）。当社グループは、証券・金融市場のインフラを支える企業として貸借取引業務をはじめとするさまざまなサービスを提供し、証券・金融市場の流動性向上と市場参加者の利便性向上に取り組んでおり、こうした活動を通じて、持続可能な社会の実現に向けて、同様の取り組みを行う市場参加者への支援も含め、その一翼を担うことを目指しています。

当社はこうした基本方針のもと、環境（E）、社会（S）に関する取組みを進めております。2022年度の主な取組みとしては、「産学連携による学術研究活動の推進」として、東京大学との共同研究による分散型台帳技術を活用したセキュリティファイナンス取引の実証研究を行ってまいりました。本研究については、近く研究成果を取りまとめた論文を公表する予定です。

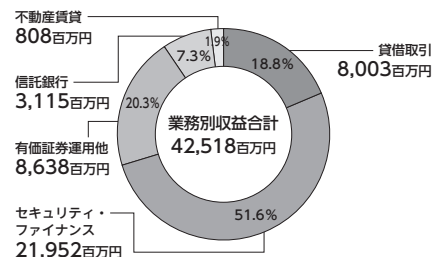
そのほか、「海外の証券・金融市場インフラへの貢献」（インドネシア証券金融会社への技術協力および出資）も継続して取り組んでおります。

また、気候変動対応についても経営の重要課題と認識しており、TCFD提言に沿って気候変動に関する情報を、当社ホームページや統合報告書にて開示いたしました。

(2022年度 (2023年3月期) 決算)

単位：百万円

	第112期 (前期)	第113期 (当期)	増減額	増減率
営業収益	30,138	42,518	12,380	41.1 %
営業費用	16,533	28,765	12,231	74.0 %
一般管理費	7,368	7,398	29	0.4 %
営業利益	6,235	6,354	119	1.9 %
経常利益	7,164	7,601	436	6.1 %
親会社株主に帰属 する当期純利益	5,174	5,966	792	15.3 %



2022年度の当社グループの業績は、債券レポ・現先取引および株券レポ取引が好調に推移したことによりセキュリティ・ファイナンス業務が増収となり、保有有価証券の入替に伴い営業費用が増加したものの、連結営業利益は6,354百万円（前期比1.9%増）、連結経常利益は7,601百万円（前期比6.1%増）といずれも増益となりました。また、退職金制度変更に伴う退職給付債務の減少を特別利益に計上したことから親会社株主に帰属する当期純利益は5,966百万円（同15.3%増）と増益となりました。

(業務別の営業状況)

当期の連結営業収益は、セキュリティ・ファイナンス業務の増収と保有有価証券の一部売却による有価証券売却益により、42,518百万円（前期比41.1%増）となりました。

◆証券金融業

証券金融業務における営業収益は38,594百万円（前期比45.3%増）となりました。

・貸借取引業務

貸借取引業務における営業収益は8,003百万円（前期比30.8%増）となりました。貸借取引貸付金が期中平均で2,547億円と前期比284億円減少し、貸借取引貸付金利息が減収となった一方、貸借取引貸付有価証券は期中平均で1,889億円と前期比133億円増加し、貸株料および貸株超過銘柄にかかる品貸料が増収となりました。

	第112期	第113期	増減額	増減率
	(前期)	(当期)		
業務別取引平均残高 (億円)				
貸借取引貸付金	2,831	2,547	△284	△10.0%
貸借取引貸付有価証券	1,755	1,889	133	7.6%

・セキュリティ・ファイナンス業務

セキュリティ・ファイナンス業務における営業収益は21,952百万円（前期比42.8%増）となりました。

このうち、債券レポ・現先取引（18,929百万円、同47.4%増）は、日本銀行による国債買入の拡大や政策変更期待を背景に国債需給が逼迫したことにより取引ニーズが高まったことで残高が引き続き堅調に推移しました。金融商品取引業者向けの資金貸付（1,529百万円、同27.8%増）は、株券レポ取引の期中平均残高が増加したことにより、増収となりました。一般貸株（799百万円、同21.6%増）は借株需要が低調だった前期に比べ残高が増加し、リテール向け貸付（544百万円、同6.6%増）は商品性の改善により残高が増加し、いずれも増収となりました。一方、一般信用ファイナンス（149百万円、同4.6%減）は残高減少により減収となりました。

・その他

その他の収益は有価証券運用におけるキャリー収益とポートフォリオ入替に伴う保有国債等の売却益計上等により8,638百万円（前期比70.3%増）となりましたが、あわせて保有外国債の売却損を営業費用に計上しております。

◆信託銀行業

信託銀行業務における営業収益は3,115百万円（前期比13.8%増）となりました。管理型信託サービスなどによる信託報酬が引き続き堅調となりました。

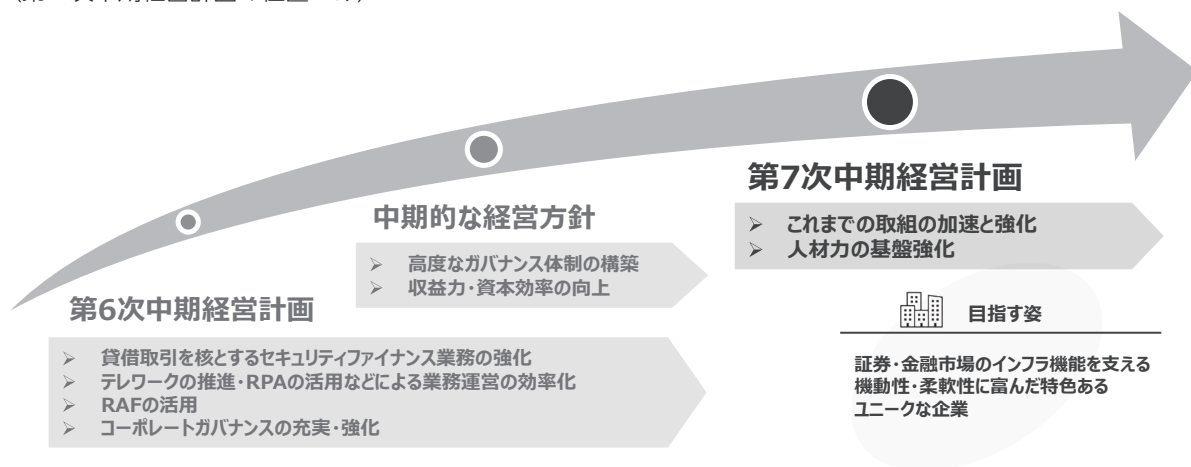
◆不動産賃貸業

不動産賃貸業務における営業収益は808百万円（前期比4.0%減）となりました。

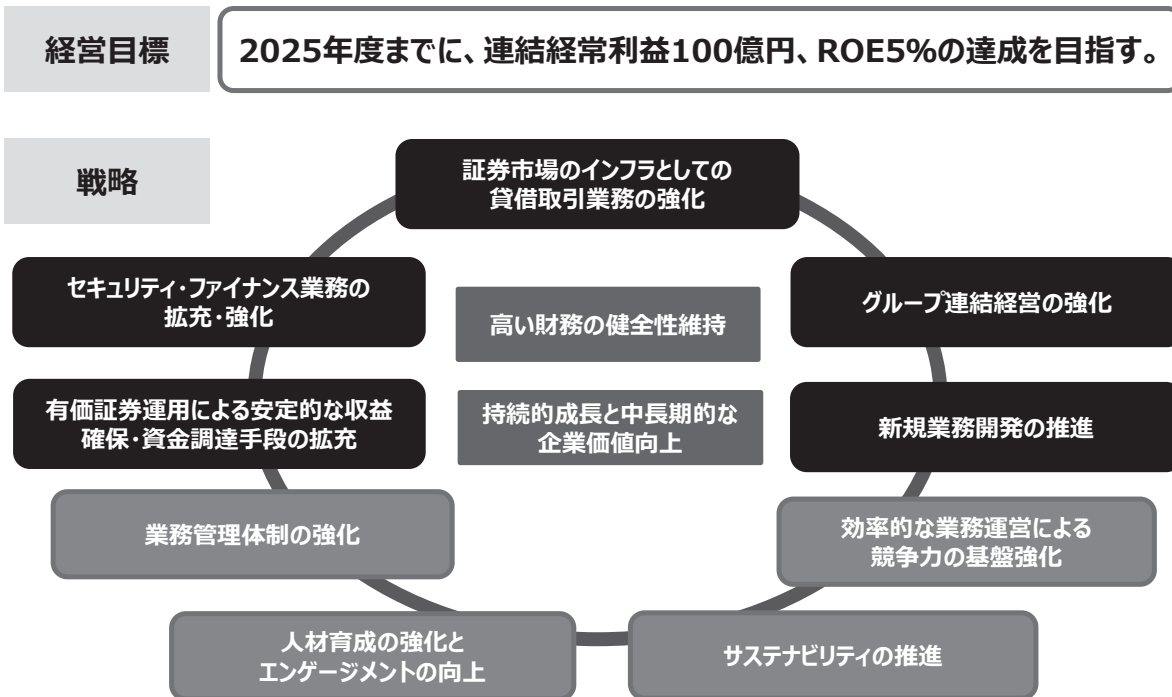
(2) 対処すべき課題

当社は2023年2月6日に、2023年度からの第7次中期経営計画（2023年度～2025年度）を公表しました。これは、中期的な経営目標として株主資本コスト（4%台半ば）を上回るROE5%の達成に向けて、今後3年間の当社の経営方針とそれを具体化した戦略・施策を取りまとめたものです。新たな中期経営計画の下、当社がこれまで進めてきた経営改革の取組みの加速と深化を図るとともに、今後も経営環境の変化に機動的かつ柔軟に対応するため、効率的な業務運営体制を一層整備しつつ、人材育成や多様性の確保を通じて企業活力と組織変革力の向上に努めてまいります。

（第7次中期経営計画の位置づけ）



(第7次中期経営計画の概要)



(具体的な取組みの方向性)

「貸借取引業務の強化」として、株式市場の環境変化に適切に対応して貸借取引業務の安定的な運営を図るほか、市場参加者の取引ニーズを的確に把握して貸借取引の利用促進を図るための施策を検討します。

「セキュリティ・ファイナンス業務」については、これまで培ってきた資金取引や有価証券取引のノウハウを活用し、内外の取引先との多様な取引に積極的に対応するとともに、取引先や対象通貨・有価証券等を広げることにより、収益機会の拡大を図ります。

そのほか、今般新たに「人材育成の強化とエンゲージメントの向上」を戦略として掲げ、企業価値創造の源である人材力の基盤強化を目的に、人材育成をはじめとする「人的資本」形成に関する取り組みを推進していく上での基本的な方針として「人的資本ポリシー」を定めました。

(人的資本ポリシー)

ビジョン

- 社員が持つ多様な価値観を尊重するとともに、多様な個人がそれぞれの個性と強みを最大限発揮し、業務遂行を通じて自ら成長していくことができるよう、機会の提供と支援環境の整備に努める。
- 社員が安心して業務に従事することができるよう、働きやすい職場環境づくりを推進する。
- 社員エンゲージメントの向上を図ることにより、企業活力と組織変革力を向上させ、生産性を高める働き方を実現する。

期待する人材像

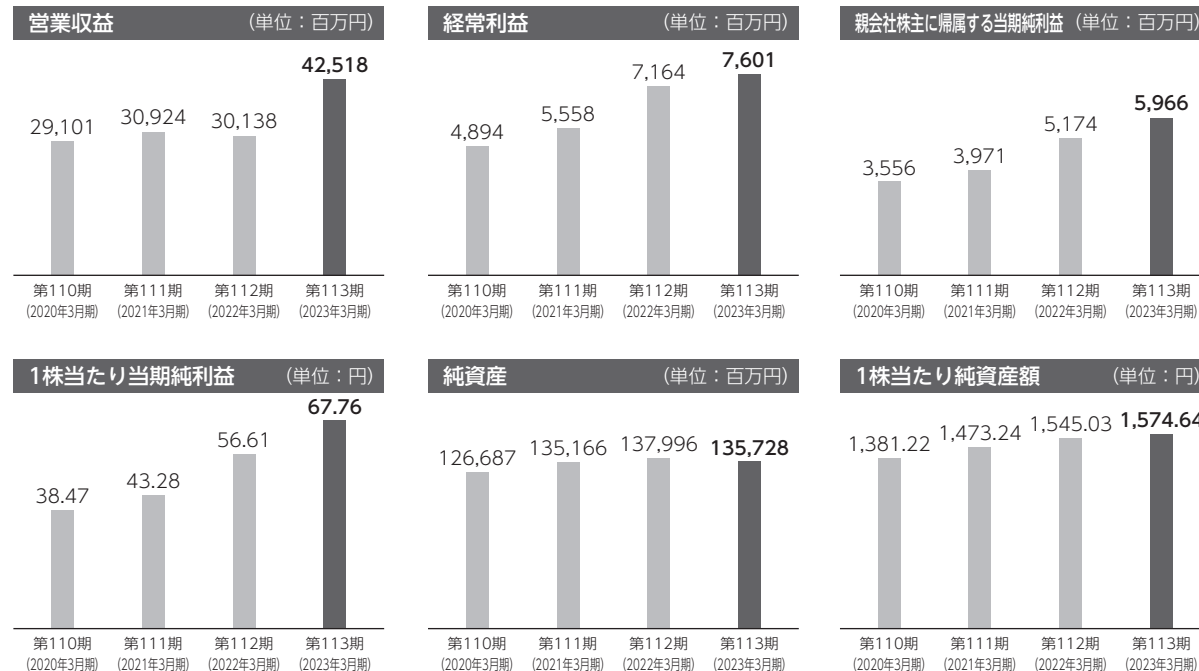
- 多様な価値観を尊重し、他の社員と協働して企業価値の向上に取り組む人材
- 複雑な業務も正確かつ安定的に遂行し、インフラ機能を担う当社の信頼維持に貢献できる人材
- 担当する業務をより深く、より広く理解することに努め、当該分野における専門性を高めつつ業務変革に繋げていくことができる人材
- 一定分野の専門性を有し、その専門性を生かして社内をリードして貢献することができる人材
- 自発的に高い目標を掲げ、その実現に向けて周囲も巻き込みながら主体的に取り組むことができる人材
- 広い視野をもって経営戦略を主導的に担い得る人材

ビジョンに向けた取組み	1. 採用	<ul style="list-style-type: none"> ● 新卒採用に加え、経験者採用を積極的・継続的に行うことにより、多様性に富んだ人材を確保。
	2. 育成・キャリアパス	<ul style="list-style-type: none"> ● 社員が持つ個性と強みを最大限発揮し、業務遂行を通じて自ら成長していくことができるよう自律的なキャリア形成のための環境を整備。 ● 自律的なキャリア形成と挑戦を支援するため、研修制度の改正・新設なども含めた新たな人材育成プログラムを策定。 ● 多様性と専門性、主体性の強化を軸に経営戦略を主導的に担い得る人材層の強化。
	3. 評価・報酬	<ul style="list-style-type: none"> ● 能力伸長、業績発揮、期待する役割の充足度合いなどの社員の業務遂行上の貢献を適切に評価。 ● 業務変革や業務効率化、高い目標に向けての自発的な取り組みなど、社員の業務への主体的な取り組み姿勢や行動を評価。
	4. 環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児・介護と仕事の両立を支援するための各種休暇制度の取得促進等により、ワークライフ・バランスを確保できる職場環境づくり。 ● テレワークの活用等により多様な働き方が可能となる働きやすい職場環境づくりを推進。

当社は、当社が掲げる企業理念と今回策定した第7次中期経営計画の下、証券・金融市場のインフラ機能を支える証券金融会社として求められる高い財務の健全性維持と、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現する機動性・柔軟性に富んだ特色あるユニークな企業を目指して取り組む所存です。

(3) 当社グループの財産および損益の状況の推移

当社グループ



		第110期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第111期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第112期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第113期 (当連結会計年度) (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
営業収益	(百万円)	29,101	30,924	30,138	42,518
経常利益	(百万円)	4,894	5,558	7,164	7,601
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,556	3,971	5,174	5,966
1株当たり当期純利益	(円)	38.47	43.28	56.61	67.76
純資産	(百万円)	126,687	135,166	137,996	135,728
1株当たり純資産額	(円)	1,381.22	1,473.24	1,545.03	1,574.64

(4) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、金融商品取引法に基づき内閣総理大臣の免許を受けて行っている貸借取引業務を始め、次の業務を行っております。

① 証券金融業

貸借取引業務

全国各証券取引所およびPTS（私設取引システム）における制度信用取引の決済に必要な資金や株券の貸付

セキュリティ・ファイナンス業務

一般貸付 (有価証券等を担保とした資金の貸付)	金融商品取引業者向け貸付 株券等貸借取引（株券レポ取引） 一般信用ファイナンス（一般信用取引の決済に必要な資金の貸付） リテール（個人・一般事業法人）向けの証券担保ローン
有価証券貸付	債券のレポ取引、現先取引 一般貸株（株式売買取引の決済などに必要な株券の貸付）

有価証券運用業務

② その他

信託銀行業	顧客分別金信託、有価証券信託等の信託業務および預金・貸出等の銀行業務
不動産賃貸業	当社グループ所有の不動産の賃貸・管理

(5) 営業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号
大阪支社	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目9番6号

② 子会社

日証金信託銀行株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号
日本ビルディング株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番14号

(6) 設備投資の状況

当連結会計年度において総額6億円の設備投資を行いました。これは主に当社基幹システムのサーバリプレイスによるものであります。

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 当社グループ

事業区分	従業員数	前期末比
証券金融業	211 [4] 名	4名増 [増減なし]
信託銀行業	42 [1]	1名増 [増減なし]
不動産賃貸業	15 [0]	1名減 [増減なし]
合 計	268 [5]	4名増 [増減なし]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除く）であり、執行役員を含んでおりません。また、臨時従業員は [] 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、派遣社員およびパートタイマーが含まれています。

② 当社

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
211 [4] 名	4名増 [増減なし]	44.4歳	21.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除く）であり、執行役員を含んでおりません。また、臨時従業員は [] 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、派遣社員およびパートタイマーが含まれています。

(8) 子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金 (億円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
日証金信託銀行株式会社	140	100	信託銀行業
日本ビルディング株式会社	1	100	不動産賃貸業

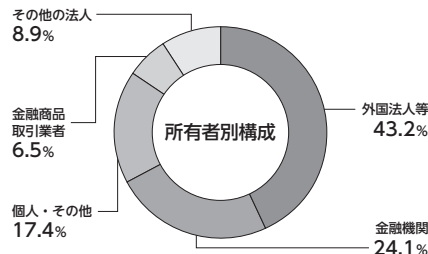
- (注) 1. 関連会社は次のとおりであります。
- ・日本電子計算株式会社
 - ・ジェイエスフィット株式会社
- (注) 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(9) 主要な借入先および借入額 (2023年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 96,000,000株
- (3) 株主数 10,561名
- (4) 大株主（上位10名）



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	12,624	14.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,214	11.7
公益財団法人資本市場振興財団	4,654	5.3
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	4,307	4.9
株式会社みずほ銀行	3,536	4.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,480	4.0
INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	3,109	3.6
INTERTRUST TRUSTEES CAYMAN LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	1,725	2.0
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,670	1.9
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	1,479	1.7

(注) 当社が2023年3月31日現在保有していた自己株式8,770,527株は上記大株主からは除外しております。持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
執行役	55,600株	1名

(注) 当社は、株式給付信託の仕組みを用いて、退任時に当社株式を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年3月20日開催の取締役会の決議に基づき、2023年4月20日付で自己株式8,000,000株を消却しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役 取締役会議長	小幡尚孝	指名委員 (委員長) 報酬委員 (委員長)	
取締役	杉野翔子	指名委員 監査委員 報酬委員	藤林法律事務所 パートナー弁護士 株式会社タケエイ 社外監査役 株式会社ジャンメ 社外取締役
取締役	飯村修也	監査委員 (委員長)	株式会社インテリックス 社外監査役
取締役	二子石謙輔	指名委員 報酬委員	
取締役	山川隆義	監査委員 報酬委員	ビジネスプロデューサー合同会社 代表社員 あかつき証券株式会社 社外取締役 株式会社エフピコ 社外取締役
取締役 (代表執行役社長)	櫛田誠希	指名委員 報酬委員	日証金信託銀行株式会社 取締役 株式会社デンソー 社外取締役
取締役	朝倉洋	監査委員	

- (注) 1. 取締役小幡尚孝氏、杉野翔子氏、飯村修也氏、二子石謙輔氏および山川隆義氏の5氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査委員会監査の実効性を確保する観点から、飯村修也氏を常勤の監査委員として選定しております。
3. 当社は、社外取締役小幡尚孝氏、杉野翔子氏、飯村修也氏、二子石謙輔氏および山川隆義氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社と取締役（業務執行取締役等を除く）とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
5. 社外取締役が役員を兼務する他の会社または兼務していた他の会社とは、記載すべき人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。
6. 当社は、取締役、執行役、執行役員およびその他重要な使用人ならびに子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（損害賠償金および訴訟費用）について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

(2) 取締役会および各委員会への出席状況

氏名	取締役会	指名委員会	監査委員会	報酬委員会
小幡尚孝	13回/13回 (100%)	8回/8回 (100%)	—	7回/7回 (100%)
杉野翔子	13回/13回 (100%)	8回/8回 (100%)	13回/13回 (100%)	7回/7回 (100%)
飯村修也	13回/13回 (100%)	—	13回/13回 (100%)	—
二子石謙輔	10回/10回 (100%)	8回/8回 (100%)	—	6回/6回 (100%)
山川隆義	10回/10回 (100%)	—	11回/11回 (100%)	6回/6回 (100%)
櫛田誠希	13回/13回 (100%)	8回/8回 (100%)	—	7回/7回 (100%)
朝倉洋	13回/13回 (100%)	—	13回/13回 (100%)	—

(注) 取締役就任後に開催された取締役会および各委員会への出席状況を記載しております。

(3) 社外役員の主な活動状況

氏名	活動状況および社外取締役に関与される役割に関して行った職務の概要
小幡尚孝	小幡尚孝氏は、大手金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営に対する実効性の高い監督、中長期的な経営方針の決定および経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。取締役会では、議長として議事運営を行うとともに、中期経営計画の策定やリスク管理態勢などについて提言・助言を行っております。指名委員会および報酬委員会では、委員長として議事運営を行うとともに、経営陣の選定計画や取締役会の構成等に関する検討・審議において、委員として必要な意見表明を行っております。
杉野翔子	杉野翔子氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営に対する実効性の高い監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。取締役会では、中期経営計画の策定やコンプライアンスに関する取組などについて提言・助言を行っております。指名委員会および報酬委員会では、経営陣の選定計画や取締役会の構成等に関する検討・審議において、委員として必要な意見表明を行っております。また、監査委員会では、委員として監査計画を立案し、監査の実施状況とその結果を会計監査人に聴取し、必要な意見表明を行っております。
飯村修也	飯村修也氏は、証券界における豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営に対する実効性の高い監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、常勤の取締役・監査委員として社内の重要会議への出席や内部監査部門からの報告等を通じて、監査・監督の向上に努めております。監査委員会では、委員長として議事運営を行うとともに、委員として監査計画を立案し、監査の実施状況とその結果を会計監査人に聴取し、必要な意見表明を行っております。
二子石謙輔	二子石謙輔氏は、ユニークで先端的なビジネスモデルの金融機関の経営に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。取締役会では、中期経営計画の策定やリスク管理態勢などについて提言・助言を行っております。指名委員会および報酬委員会では、経営陣の選定計画や取締役会の構成等に関する検討・審議において、委員として必要な意見表明を行っております。
山川隆義	山川隆義氏は、デジタルトランスフォーメーション等に関する技術革新動向や企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営に対する実効性の高い監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。取締役会では、中期経営計画の策定や金融取引にかかる業務運営などについて提言・助言を行っております。報酬委員会では、経営陣の選定計画や取締役会の構成等に関する検討・審議において、委員として必要な意見表明を行っております。また、監査委員会では、委員として監査計画を立案し、監査の実施状況とその結果を会計監査人に聴取し、必要な意見表明を行っております。

(4) 執行役の氏名等

(2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役会長	小林 英三	日本ビルディング株式会社 取締役 日本電子計算株式会社 取締役 藤森工業株式会社 監査等委員である取締役
代表執行役社長	櫛田 誠希	日証金信託銀行株式会社 取締役 株式会社デンソー 社外取締役
執行役副社長	樋口 俊一郎	監査部 コンプライアンス統括部担当
執行役専務	岡田 豊	コーポレートガバナンス統括室 業務開発部 資金証券部 国際関係担当
執行役常務	関口 将	リスク管理部 人事部 経営企画部 関係会社担当
執行役常務	下山田 守邦	貸借取引部 金融証券営業部 リテール営業部担当
執行役常務	杉山 慎一	決済管理部 システム企画部 大阪支社担当

- (注) 1. 代表執行役社長櫛田誠希氏は、取締役を兼務しております。
 2. 執行役副社長 樋口俊一郎氏は、2023年3月31日付で任期満了により退任いたしました。
 また、2023年4月1日付で執行役常務 下山田守邦氏が執行役専務に昇任し、新たに佐藤巨氏が執行役常務に就任しております。

(ご参考) 2023年4月1日現在の執行役の氏名等

会社における地位	氏名	担当
執行役会長	小林 英三	
代表執行役社長	櫛田 誠希	
執行役専務	岡田 豊	コーポレートガバナンス統括室 業務開発部 資金証券部 国際関係担当
執行役専務	下山田 守邦	貸借取引部 金融証券営業部 リテール営業部担当
執行役常務	関口 将	リスク管理部 経営企画部 決済管理部 システム企画部 大阪支社 関係会社担当
執行役常務	杉山 慎一	監査部 コンプライアンス統括部担当
執行役常務	佐藤 巨	人事部長委嘱

(5) 取締役および執行役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			人数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	非金銭報酬等 株式報酬	
取 締 役	69,960	69,960	—	—	6
うち社外取締役	61,560	61,560	—	—	5
執 行 役	329,977	219,480	72,230	38,267	7
合 計	399,937	289,440	72,230	38,267	

- (注) 1. 執行役を兼務する取締役については、取締役としての報酬は支払っておりません。
 2. 業績連動報酬等（賞与）にかかる業績指標は貸借銘柄数、基礎収支額、連結当期純利益であり、その実績はそれぞれ2,702銘柄、8,610百万円、5,966百万円であります。
 3. 業績連動報酬等（非金銭報酬等・株式報酬）にかかる業績指標は連結経常利益（3年平均）であり、その実績は6,774百万円であります。

(6) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社役員の報酬等は、企業理念および経営方針に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役および執行役の役割、期待される機能にあわせた体系・水準としています。具体的には、報酬委員会が決定した次の方針に基づき、報酬委員会において個人別の報酬等を決定します。なお、報酬委員会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

[取締役]

- ・取締役は、監督機能の発揮の観点から、定額の月額報酬（基本報酬）のみとし、業績連動の報酬等は支給しません。
- ・個々の取締役の報酬は、常勤・非常勤の別や議長選任など、取締役としての職責に応じて決定します。
- ・執行役を兼務する取締役については、取締役としての報酬は支給しません。

[執行役]

- ・執行役の報酬は、当社の業績および株式価値との連動性を高める観点から、定額の月額報酬（基本報酬）ならびに業績連動の役員賞与および株式報酬とします。
- ・定額の月額報酬（基本報酬）は、各執行役の役位に応じて決定します。
- ・役員賞与については、経営責任を明確にする観点から、事業年度終了後、中期経営計画における経営目標の達成状況および毎期の業績に連動して決定し、決定後3カ月以内に支給します。
- ・株式報酬については、株式給付信託の仕組みを用いて、中長期的な業績に連動して決定したポイントを付与し、退任時にポイント数に応じた当社株式を交付します。

② 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

執行役の報酬等について、基準となる業績に基づき支給する場合の各報酬の支給割合は、次のとおりとします。

基本報酬	業績連動報酬	
	役員賞与	株式報酬
65%	20%	15%

③ 業績連動報酬にかかる指標、当該指標を選択した理由および業績連動報酬の決定方法

当社の執行役の報酬等のうち、業績連動報酬である役員賞与および株式報酬にかかる指標等は次のとおりです。

[役員賞与]

- ・各執行役の役位に応じた賞与基準算定額に業績連動係数（賞与）を乗じて決定します。
- ・業績連動係数（賞与）は、経営目標の進捗・達成度合いを反映する3つの指標（貸借銘柄数、基礎収支額、連結当期純利益）のそれぞれ対前期増減比率に各指標の反映割合を乗じて決定します。

[株式報酬]

- ・各執行役の役位に応じて基準となるポイント数を決定します。
- ・基準となるポイント数をもとに、当事業年度を含む過去3年間の連結経常損益の平均値が基準を上回った場合は加算、下回った場合は減算します。
- ・連結経常利益を指標とするのは、一時的な損益の発生の影響を除いた業績を用いることにより、中長期的な株主の利益との連動性を高めることを目的としているためです。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、証券市場のインフラの担い手として求められる経営の安定性および財務の健全性を確保するため、強固な自己資本を維持しながら企業価値の増大を図るとともに、収益環境や投資計画などを総合的に勘案し、株主への利益還元を充実したものとしていくことを基本方針としております。こうした基本的な考え方の下で、株主還元のさらなる充実を図ってまいります。

2021年度以降2025年度までの間、配当および自己株式取得の機動的な実施により累計で総還元性向100%を目指します。また配当については、1株当たり年間配当金額が30円を下回らない範囲で積極的な配当を目指します。

当事業年度の期末配当金につきましては、2023年5月15日開催の取締役会決議により、1株につき16円とさせていただきます。これにより実施済みの中間配当金1株当たり16円とあわせまして、年間配当金は1株当たり32円（前期比2円増）となります。なお、期末配当金の支払開始日（効力発生日）は2023年6月1日（木曜日）とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第113期 2023年3月31日現在
資産の部	
流動資産	13,261,853
現金及び預金	1,598,274
有価証券	71,013
営業貸付金	955,550
買現先勘定	3,561,406
借入有価証券代り金	6,669,821
その他	405,951
貸倒引当金	△165
固定資産	794,364
有形固定資産	5,997
建物及び構築物	2,150
器具及び備品	580
土地	3,264
建設仮勘定	1
無形固定資産	916
ソフトウェア	902
その他	14
投資その他の資産	787,450
投資有価証券	745,621
固定化営業債権	81
退職給付に係る資産	1,180
その他	40,648
貸倒引当金	△81
資産合計	14,056,217

科目	第113期 2023年3月31日現在
負債の部	
流動負債	13,682,448
コールマネー	2,190,400
短期借入金	92,010
1年内返済予定の長期借入金	1,000
コマーシャル・ペーパー	451,000
売現先勘定	4,781,801
貸付有価証券代り金	5,073,776
未払法人税等	750
賞与引当金	495
役員賞与引当金	107
信託勘定借	871,335
その他	219,774
固定負債	238,040
長期借入金	232,700
繰延税金負債	2,196
再評価に係る繰延税金負債	74
役員株式給付引当金	240
退職給付に係る負債	217
資産除去債務	56
デリバティブ債務	2,013
その他	542
負債合計	13,920,489
純資産の部	
株主資本	129,925
資本金	10,000
資本剰余金	8,878
利益剰余金	118,702
自己株式	△7,655
その他の包括利益累計額	5,802
その他有価証券評価差額金	△4,300
繰延ヘッジ損益	9,782
土地再評価差額金	168
退職給付に係る調整累計額	152
純資産合計	135,728
負債純資産合計	14,056,217

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第113期	
	2022年4月1日から2023年3月31日まで	
営業収益		42,518
貸付金利息	2,486	
買現先利息	10,683	
借入有価証券代り金利息	2,553	
有価証券貸付料	12,844	
その他	13,949	
営業費用		28,765
支払利息	1,033	
売現先利息	6,015	
有価証券借入料	13,456	
その他	8,258	
営業総利益		13,753
一般管理費		7,398
営業利益		6,354
営業外収益		1,257
受取利息及び配当金	454	
持分法による投資利益	523	
投資事業組合運用益	156	
雑収入	122	
営業外費用		10
支払利息	0	
自己株式取得費用	8	
投資事業組合運用損	2	
雑支出	0	
経常利益		7,601
特別利益		671
退職給付制度改定益	671	
税金等調整前当期純利益		8,273
法人税、住民税及び事業税	1,965	
法人税等調整額	340	
当期純利益		5,966
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		5,966

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	10,000	8,878	115,521	△4,680	129,719
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,786		△2,786
親会社株主に帰属する当期純利益			5,966		5,966
自己株式の取得				△3,000	△3,000
自己株式の処分				26	26
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	3,180	△2,974	206
当連結会計年度末残高	10,000	8,878	118,702	△7,655	129,925

(単位:百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	9,920	△1,967	168	156	8,277	137,996
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△2,786
親会社株主に帰属する当期純利益						5,966
自己株式の取得						△3,000
自己株式の処分						26
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△14,220	11,749	-	△4	△2,474	△2,474
当連結会計年度変動額合計	△14,220	11,749	-	△4	△2,474	△2,268
当連結会計年度末残高	△4,300	9,782	168	152	5,802	135,728

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第113期 2023年3月31日現在
資産の部	
流動資産	12,093,173
現金及び預金	797,098
有価証券	44,120
営業貸付金	445,723
貸借取引貸付金	282,157
公社債及び一般貸付金	94,065
その他の貸付金	69,500
買現先勘定	3,561,406
借入有価証券代り金	6,840,232
その他	404,643
貸倒引当金	△51
固定資産	389,117
有形固定資産	1,971
建物	587
器具及び備品	552
土地	830
建設仮勘定	0
無形固定資産	634
ソフトウェア	621
その他	13
投資その他の資産	386,511
投資有価証券	323,497
関係会社株式	25,538
固定化営業債権	81
前払年金費用	1,007
その他	36,468
貸倒引当金	△81
資産合計	12,482,291

科目	第113期 2023年3月31日現在
負債の部	
流動負債	12,306,998
コールマネー	1,710,400
短期借入金	85,270
1年内返済予定の長期借入金	1,000
コマーシャル・ペーパー	451,000
売現先勘定	4,781,801
貸付有価証券代り金	5,061,056
未払法人税等	350
賞与引当金	419
役員賞与引当金	107
貸借取引担保金	97,263
その他	118,330
固定負債	53,720
長期借入金	50,800
繰延税金負債	883
再評価に係る繰延税金負債	74
役員株式給付引当金	240
その他	1,722
負債合計	12,360,718
純資産の部	
株主資本	118,925
資本金	10,000
資本剰余金	8,878
資本準備金	5,181
その他資本剰余金	3,697
利益剰余金	107,693
利益準備金	2,278
その他利益剰余金	105,415
配当引当積立金	2,030
別途積立金	77,030
繰越利益剰余金	26,355
自己株式	△7,646
評価・換算差額等	2,647
その他有価証券評価差額金	△4,442
繰延ヘッジ損益	6,922
土地再評価差額金	168
純資産合計	121,573
負債純資産合計	12,482,291

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第113期 2022年4月1日から2023年3月31日まで	
営業収益		38,631
貸付金利息	2,454	
買現先利息	10,683	
借入有価証券代り金利息	2,578	
受取手数料	407	
有価証券貸付料	12,828	
その他	9,680	
営業費用		28,268
支払利息	674	
売現先利息	6,015	
支払手数料	790	
有価証券借入料	13,655	
その他	7,132	
営業総利益		10,363
一般管理費		5,972
営業利益		4,390
営業外収益		5,895
受取利息及び配当金	5,619	
投資事業組合運用益	156	
雑収入	120	
営業外費用		10
自己株式取得費用	8	
投資事業組合運用損	2	
雑支出	0	
経常利益		10,274
特別利益		671
退職給付制度改定益	671	
税引前当期純利益		10,946
法人税、住民税及び事業税	1,279	
法人税等調整額	364	1,644
当期純利益		9,302

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					配当引当 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	10,000	5,181	3,697	8,878	2,278	2,030	77,030	19,839	101,177
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△2,786	△2,786
当 期 純 利 益								9,302	9,302
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	6,516	6,516
当 期 末 残 高	10,000	5,181	3,697	8,878	2,278	2,030	77,030	26,355	107,693

(単位:百万円)

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△4,672	115,383	7,257	△1,631	168	5,794	121,178
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△2,786					△2,786
当 期 純 利 益		9,302					9,302
自己株式の取得	△3,000	△3,000					△3,000
自己株式の処分	26	26					26
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△11,700	8,553	-	△3,147	△3,147
当期変動額合計	△2,974	3,541	△11,700	8,553	-	△3,147	394
当 期 末 残 高	△7,646	118,925	△4,442	6,922	168	2,647	121,573

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

日本証券金融株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所指定社員
業務執行社員

公認会計士 辻村茂樹

指定社員
業務執行社員

公認会計士 後藤秀洋

指定社員
業務執行社員

公認会計士 水戸信之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本証券金融株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本証券金融株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

日本証券金融株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人	
東京事務所	
指 定 社 員	公認会計士 辻村茂樹
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 後藤秀洋
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 水戸信之
業 務 執 行 社 員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本証券金融株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第113期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、監査の方針等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

日本証券金融株式会社 監査委員会

監査委員(常勤) **飯村 修也** ㊞

監査委員 **杉野 翔子** ㊞

監査委員 **山川 隆義** ㊞

監査委員 **朝倉 洋** ㊞

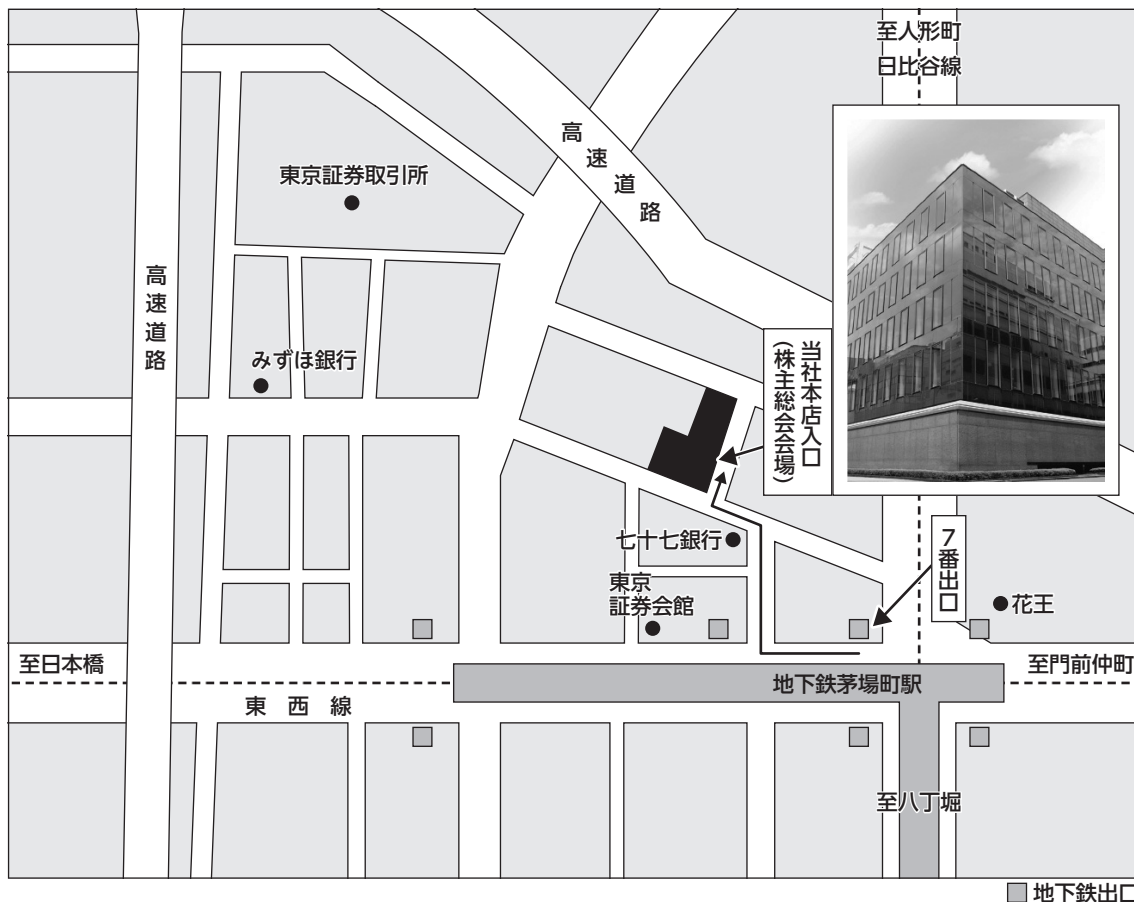
(注) 監査委員 飯村修也、杉野翔子及び山川隆義は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

第113回定時株主総会会場のご案内

会 場 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号
当社本店6階会議室
電話 03 (3666) 3184

最寄りの駅 地 下 鉄 | 日比谷線 | 茅場町駅7番出口
| 東 西 線 | (徒歩約2分)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。